



1 目的

新型コロナウイルスの感染により重症化するリスクの高い方が多い高齢者施設等の従事者、利用者及びご家族等に症状が現れた場合、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に抗原定性検査を実施できるよう、高齢者施設等へ抗原定性検査簡易キット(以下「検査キット」という。)を配付することといたしました。

なお、出勤前、利用前、訪問前に体調が悪いことを自覚した場合は、出勤、利用、訪問せず、医療機関へ受診をすることを徹底してください。本事業で配布する検査キットは、出勤、利用、訪問後に体調の悪化を自覚した場合などに使用するものとなっております。

2 対象施設

要件	対象施設
① 配置医師又は連携医療機関と連携する体制(※1)があり、かつ ② 検査キットによる検査に関する研修を受講している職員がいる(※2)	高齢者施設等

(※1) 検査キットを使用する前に、あらかじめ、配置医師又は連携医療機関と連携して医師による診療・診断を行うことができるようにしておいてください(受診可能な地域の医療機関(新型コロナウイルス感染症の診断・治療・検査を行う医療機関)を把握しておいてください)。

(※2)検査に関する研修受講について

研修は、厚生労働省がホームページで公開している教材(別紙「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」)を学習したことを、各施設の中で確認し、受講者の名簿を作成してください。

(※3)医療従事者の不在時に有症状者に対して検査を行うことが考えられる施設等においては、次のとおり対応してください。

- ① 職員の中から事前に「検査実施管理者」を決めてください。
- ② 「検査実施管理者」は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」(別紙)及び使用するキットの添付文書等の内容を理解した上で「理解度確認テスト」(別紙)を受験し、全問正解できることを確認するとともに、各問の解説を確認し適切な検査実施についてさらに理解を深めてください(※全問正解できなかった場合は、再度の受験により全問正解できることを確認)。

3 対象者

上記施設の従事者、利用者及び家族、訪問者等で、出勤、利用、訪問後に体調の悪化を自覚した方

4 検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	2～30℃で保存
廃棄方法	廃棄に当たっての具体的な処理手順については、それぞれ製品の添付文書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いいたします。

※保管費用及び廃棄に要する費用は、各施設においてご負担をお願いします。

5 使用要件

- ① 症状(微熱を含む発熱、せき、喉の痛みその他の体調不良を含む)が現れた場合に使用します。
- ② 検体採取は医療従事者が常駐する施設にあっては医療従事者の管理下で、医療従事者が常駐しない施設にあってはあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で検査を実施します。
(2. ※3を参照ください)

医療従事者か、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で鼻腔検体を自己採取することができます。

使用方法については、以下の URL を参照してください。

<https://www.globalpointofcare.abbott/ja/product-details/panbio-covid-19-ag-antigen-test.html>

6 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性者	<ul style="list-style-type: none">・陽性判明者は出勤・利用停止し、確定診断で陰性が出ない限り、療養を行ってください。また、速やかに医師の診察を受けることを徹底してください。医師の診察により確定診断となります。・確定診断を待たず、同時並行で、当該陽性者の「接触者」を各施設で自主的に特定し、速やかに帰宅させるなどの措置を講じてください。
陰性者	<ul style="list-style-type: none">・医療従事者が常駐しない施設で検査を実施した場合、偽陰性の可能性もあることから、施設は、体調が悪い職員の医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてください。

※医療機関等の相談先に迷う場合は、以下までご相談ください。

(甲府市以外にお住まいの方) 山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター:055-223-8896

(甲府市にお住まいの方) 甲府市新型コロナウイルス感染症受診・相談センター:055-237-8952

7 検査キット使用実績の報告

検査キットを使用した場合は、お手数ですが以下の期限、内容の報告をお願いします。使用実績がない場合は報告不要です。

【報告期限】

[検査キットを使い切った場合]

使い切った月の翌月 10 日までに報告してください。

[検査キットに残りがある場合]

検査キットの使用期限(外箱に記載)を確認の上、使用期限の属する月の翌月 10 日までに報告してください。

(例:使用期限・2023 年 8 月 20 日→報告期限・2023 年 9 月 10 日)

※ これまでに、国や県から別途配布されている検査キットがある場合は、それとは分けて、今回配付分の使用実績を報告してください。

【報告内容】

① 施設名、② 受領数、③ 使用数、④ 検査キットを使用した判定結果が陽性だった人数、⑤ 担当者の氏名・連絡先

【報告方法】

以下の報告フォームから回答をお願いします。

URL:<https://forms.office.com/r/ikDz5qV0ez>



8 留意事項

これまでに、国や県から別途配布された検査キットとは分けて管理してください。